

利用規約

第1条 目的

1. 太田染工株式会社(以下「当社」)は当社が運営するインドアゴルフ施設「GOLF CITY」に関して会員及び当社が遵守すべき事項と諸条件を明確にするため、本規約を定めます。
2. 本施設は会員が本施設を利用して健康維持、ゴルフの普及および技術の向上を図る事を目的とします。

第2条 定義

本規約において以下に掲げる用語は次の各号の定める意味で用います。

1. 「本施設」とは当社が運営するインドアゴルフ施設「GOLF CITY」のことをいいます。
2. 「入会」とは第6条の手続きを行い、当社との間で本施設を月々の定額制にて利用する契約を行うことをいいます。
3. 「会員」とは第6条の手続きを経て、当社との間で本施設を月々の定額制にて利用する契約が成立した利用者をいいます。
4. 「入会日」とは第6条第1項に定める契約が成立した日をいいます。
5. 「休会」とは会員からの申し出に基づき、会員の本施設利用の権利を一時的に停止することをいいます。
6. 「退会」とは会員からの申し出に基づき、当社と会員の間の契約関係を終了させることをいいます。

第3条 適用

1. 本規約は、本施設を利用できる会員全ての方に適用され、本規約の他、別途設定するルール、ガイドライン、当社が都度案内する追加規定及び今後提供する新サービス毎に規定・案内する個別規定等(以下総称して「個別規定等」といいます)も、名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
2. 会員は本規約に従うことを前提に、本施設に入会することができ、その後、本施設を利用することができます。なお、本規約に記載の各条項に同意しない場合には、本施設を利用することはできません。

第4条 会員制度

1. 本施設は完全会員制とし、会員は当社によって定められた月額利用料金を支払うことで本施設を利用できます。例外を除き、会員でない方の利用及び出入りは一切で

きません。

2. 本施設に入会される方は、本規約に同意した上で、所定の入会手続きを行い、第6条に定める入会手続きを完了させます。
3. 会員の本施設の利用はホームページに記載の会員ランクごとの決まりによります。

第5条 利用資格

本施設の入会資格は以下の通りとし、その項目すべてに該当する方が利用資格を得ます。

1. 本施設の目的・趣旨を理解し本規約及び個別規定等を同意した上で遵守できる方。
2. 当社の指定する書類等に記載された本人と同一人物であることを確認できる方。
3. 満18歳に達している方。
4. 医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がない健康状態であると当社に誓約いただいた方。
5. 所属する学校又は団体において月額会員制施設への入会を禁じられていない方。
6. 妊娠中でない方。
7. 伝染病その他、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有しない方。
8. 利用料金、入会金等、本施設に関して会員が当社に支払うべき費用の滞納をしていない方。
9. 刺青又はタトゥー（シールを含む）がない方。（入会時、簡易的な確認を致します）
10. 過去又は現在において、暴力団その他反社会的な組織に所属していると本施設が判断していない方。
11. 過去に当社から第22条に定める本施設の除名又は第23条に定める利用禁止通告を受けていない等、当社が適当と認めた方。

第6条 入会手続き

1. 本施設に入会する際は、以下に定める手続きを行ない、当社がこれを承諾した場合に本施設の定額制利用に関する契約が成立します。
2. 入会希望者は、入会に際し必要な情報（氏名、住所、連絡先、生年月日等、当社が定める一定の情報（以下「登録情報」という））を当社に対し当社所定の申込書類により提供し、当社は当該登録情報を当社のデータベースに登録します。
3. 当社は入会の申し込みがあった際に所定の審査を行い、本規約及び個別規定等を遵守できない、又は遵守できないおそれがあると判断した場合には、入会を拒否できるものとします。

第7条 入会料金及び月額利用料金

1. 入会時にお支払いいただく、入会金、入会当月分会費、入会翌月分会費を「入会料金」といい、入会後お支払いいただく、入会翌々月分以降の会費、入会翌々月分以

降の個別オプション料金を「月額利用料金」といいます。

2. 会員は、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。
3. 当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。
4. 会員は、当社が提携する金融機関及び決済代行会社に決済に必要な情報を提供することと、入会時料金及び月額利用料金に関するクレジット決済業務を行うことに同意します。
5. 当社は当社に債務不履行等の帰責事由がある場合を除き、会員から受領した入会料金及び月額利用料金等当社に支払済の金員の返還は行わないものとします。

第8条 会員証および認証システム

1. 当社は、会員に対して入館管理システムのアプリケーションその他施設利用のために必要なシステムの使用を許諾します。(以下、当該システムを「セキュリティキー」といいます。)
2. 会員は本施設の利用にあたりセキュリティキーを使用します。セキュリティキーを所持していない場合はいかなる場合においても本施設内に立ち入ることはできません。
3. セキュリティキーは許諾された会員本人または当社が認める使用権限を有する者のみ有効です。セキュリティキーにて非会員を入室させる等、不正行為を行った場合は除名処分とします。

第9条 会員ランクの変更

1. 会員が自己都合により会員ランクを変更する場合は、当月10日までに当社所定の書面により手続きを完了するものとします。
2. 会員は、各月の10日までにマイページから変更手続きを行うことにより、翌月から会員種類を変更することができます。
3. 10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第10条 入店・退店・キャンセル

1. 会員は入店の際は入会時に発行されるセキュリティキーを本施設入口の機器にアクセスすることで、本施設利用の受付をするものとします。
2. 会員が故意に受付を行わずに入店したと当社が判断した場合、本施設より厳重注意します。また、同行為が連続で行われ、改善の兆しが見られない場合は、会員は第22条に定める除名とされる場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 本条第1項の受付を行った会員は、別途当社が定める利用開始期限までに本施設の

利用を開始するものとします。利用開始時間から遅れて入店された場合、予約終了時間までの利用しかできず、遅延分の延長はできないことを予め承諾します。

4. 本条第1項の受付を行った会員が、当社が定める期限までに受付の変更又はキャンセルを行わず、かつ前項の利用開始期限までに利用を開始しない場合には、無断でキャンセルを行ったものとみなします。
5. 無断でキャンセルを行った会員は、以降の受付が制限される場合や、当社が悪質と判断した場合には本施設から第22条に定める除名とされる場合があることを予め承諾します。

第11条 会員の告知義務及び通知義務

1. 会員は、申込書類その他、当社に提出する書類において事実を通知するものとします。
2. 会員は、前項において通知した事実に変更が生じた場合、速やかに当社に通知し当社所定の手続きを行なうものとします。
3. 会員が前各項の義務を怠ったことにより利用者又は第三者に生じた一切の損害について、当社は当社の故意又は重過失による場合を除き当該損害に対する一切の責任を負いません。

第12条 本施設利用時の遵守事項

1. 会員は本規約および施設内規約その他当社が定める規則を遵守しなければなりません
2. 施設及び機器の使用については、記載の規約、社会通念上のルールに従うものとします。また本施設の指示に従わなければいけません
3. 本施設内にて、次の各号に該当する行為を禁止します。
 1. 無予約での打席利用
 2. 予約時間超過後の打席利用
 3. 打席の内外を問わず、打席幅を超えるような横振り等のスイングを行うこと。
 4. プレーヤー以外の方の打席への立ち入り。
 5. 右打ち打席での左打ちの利用
 6. 打席設備の無断移動および不適切と思われる使用を行うこと。
 7. 本施設設備え付けのボール以外を使用すること。
 8. 本施設内の什器、備品を乱暴に扱う行為又は破損する行為（故意又は過失であるか否かを問わない。破損した場合は設備の弁償並びに使用できなかった期間の損害を賠償していただきます）
 9. 本施設が認定する契約プロ以外での指導行為。
 10. 打席内での飲料水以外の飲食をする行為。（施設内での販売品は除く）。

11. 高額な金銭、貴重品等を本施設に持込む行為。
12. 員本人以外に本施設へ入店・利用をさせる行為。自身のセキュリティキーを貸し出す等により、会員以外に本施設を利用させる行為、及び会員以外の第三者を共連れにて入店・利用させる行為、その他、不正入店及びそれに準ずる行為。
13. 大声又は奇声を発する行為又は他の会員もしくは本施設のスタッフ等に対する暴力行為又は迷惑行為又は行く手を塞ぐ等の威嚇行為又は迷惑行為。
4. 次の各号に該当する方は本施設を利用できません。
 1. 37.5度以上の発熱又は咳がある場合。
 2. 酒気を帯びた状態。
 3. その他、第5条を遵守できていない方。

第13条 当社の免責事項

当社は次の各号について、責任を負わないものとします。

1. 本施設内、利用時においてのクラブ接触や跳ね返り打球による怪我や事故。
2. 本施設内の金銭及び所持品の紛失及び盗難等の事故。
3. 会員、利用者同士のトラブルまたそれに付随する怪我や事故。
4. 第15条並びに第24条（施設の休業）、第25条（施設の閉鎖）により本施設の利用ができないことによる損害。
5. 利用者が本規約及び個別規定等を遵守しなかったことにより発生した損害。
6. 前各号に類する損害等

第14条 会員の責任

1. 会員は本施設の利用を会員自らの責任において行うものとします。会員は会員自身の行為の結果について一切の責任を負い、行為の結果生じた損害（弁護士費用等の一切の費用を含む）を負担するものとします。
2. 会員は本施設の利用を通じて当社又は第三者（他の会員を含む）に損害を与えた場合には、会員自らの責任と費用負担において、その損害を賠償しなければならないものとします。
3. 会員は自身のセキュリティキー等の管理について一切の責任を負うものとし、第三者が会員の許可や知見なくこれらを使用することにより本施設を利用された場合、それにより生じる責任を会員は負うものとします。
4. 会員は本施設の什器又は備品等を破損又は汚損又は毀損した場合（故意又は過失を問わず）、又は本施設に何らかの損害を与えた場合について、それにより生じる損害賠償に応じるものとします。

第15条 利用の制限

1. 当社は本施設運営を円滑に行うため、会員による本施設の利用時間及び利用回数及び利用人数を制限できることとします。
2. 当社は、前項の場合のほか、下記の場合に会員による本施設の利用を制限することができます。
 1. 本施設内の点検又は修理又は改装を行う場合。
 2. 当社が特別なイベント等を実施する場合。
 3. 天変地変その他当社の責に帰すことのできない不可抗力により本施設が利用できない場合。

第16条 会員資格の譲渡、貸与の禁止

本施設の会員資格は本人限りとし、会員は、会員資格を他の第三者に譲渡又は相続その他包括承継又は貸与できません。

第17条 非会員利用者

本施設は、特に必要と認めた場合、会員以外の方（以下、「非会員」といいます。）に本施設への立ち入り、見学、施設・サービスを利用させることができます。非会員についても施設・サービス利用のための資格情報、運営や緊急時の対応に必要な情報を登録するものとします。また、会員と同様に本規約を適用します。

第18条 自動継続

会員資格は、会員による退会手続き、当社による会員の除名手続き、その他会員資格喪失の場合を除き、自動的に継続されます。

第19条 休会

1. 会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本施設に所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。
2. 本施設の事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
3. 一回の届出による休会期間は最大6ヶ月間までとし、休会費は本スタジオの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。

第20条 退会

1. 会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本施設に所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。

2. 会員は、各月の10日までにマイページから退会手続きを行うことにより、その月末限りで退会することができます。10日を過ぎた場合は、本施設の事務手続き上、翌月末日扱いになります。
3. なお、会員様による退会手続きを完了しない限り会費支払義務は発生するものとします。
4. 会費が未納の場合は、退会届の提出までに完納しなくてはなりません。
5. 会員は自己都合等によって会費を2カ月滞納した場合は規約退会とし、会員登録を抹消します。また滞納分については規約退会後も完納するまで支払い義務を追うものとし、当社が指定した方法で全額支払わなくてはなりません。

第21条 会員資格の喪失

1. 会員は、次の各号に該当する場合、会員資格及び会員として有する如何なる権利をも喪失するものとします。
 1. 退会を申し出、当社がこれを承認したとき。
 2. 第22条により除名されたとき。
 3. 会員本人が死亡したとき。
 4. 当社が事業の撤退などやむを得ない事情により本施設の全部を閉鎖したとき。
2. 会員が会員資格を喪失した場合、当社は、当該会員のセキュリティキーのアクセス権限を停止します。
3. 会員が会員資格を喪失した場合、当社は、既に会員より支払われた入会料金及び月額利用料金を一切返還しないものとします。

第22条 会員の除名

1. 会員が次の各号に該当する場合、当社はその会員を本施設から除名する事ができます。
 1. 第5条に定める入会資格を喪失したとき。
 2. 当社に提供した登録情報に虚偽の内容が含まれていたとき。
 3. 第12条に定める遵守事項に違反したとき。
 4. 本施設の本規約及び個別規定等に違反したとき。
 5. 他の会員や店舗スタッフに対して誹謗又は中傷する等の迷惑行為があったとき。
 6. 他の会員や店舗スタッフを殴打又は身体を押す又は拘束する等の暴力行為があったとき。
 7. 大声・奇声を発する又は他の会員や店舗スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。

8. 物を投げる又は壊す又は叩く等、他の方や店舗スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
9. 本施設の施設又は器具又は備品の損壊や無許可で備え付け備品を持ち出したとき。
10. 正当な理由なく、面談又は電話又はその他の方法で店舗スタッフを拘束する等の迷惑行為があり、当社の業務に支障をきたしたとき。
11. 本施設内の宗教活動、営業活動、その他本施設の目的に反する行為により本施設の秩序を乱し、本施設の名誉、品位を著しく傷つけたとき。
12. 許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為及び勧誘をすること、営利・非営利を問わず勧誘行為や政治活動、署名活動を行ったとき。
13. 法令や公序良俗に反する行為があったとき。
14. 刃物又は火薬類又は有害性物質又は薬物等危険物を館内に持込んだとき。
15. 入会料金及び月額利用料金の支払いを滞納し又は催告を受けても完納しないとき。
16. その他当社が本施設会員としてふさわしくないと認めたとき。

2. 会員が前項各号のいずれかに該当する場合、当社は利用者との間に成立した本施設利用に関する契約を解除できるものとします。なお、この場合、会員は当該解除によって発生した損害の賠償請求及び当社に支払済の金員の返還等の請求はできないものとします。

第23条 施設利用の禁止、退場

会員が次の各号に該当するとき、当社は当該会員に対して本施設利用の禁止又は退場を命じることができます。

1. 刺青又はタトゥー（シールを含む）が見えているとき。
2. 集団感染するおそれのある疾病を有するとき。
3. 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失等の症状を招く疾病を有するとき。
4. 酒気を帶びている場合又は薬物を使用しているとき。
5. 医師から運動を禁じられているとき。又は症状からみて本施設利用が困難と判断されるとき。
6. 本施設での喫煙行為等が発覚したとき。
7. 本規約及び個別規定等を遵守しないとき。又は本施設スタッフの指示に従わないとき。
8. その他、正常な本施設利用ができないと当社が判断したとき。

第24条 施設の休業

1. 次の各号に該当するとき、本施設は施設の全部又は一部の閉鎖もしくは休業をすることができます。この場合、当該理由についてはそれぞれの原因及び理由及び期間等にかかわらず、会員の会費支払い義務が軽減されたり免除されたりすることはありません。
 1. 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。
 2. 本施設の点検・メンテナンスによりやむを得ないとき。
 3. 突発的なシステムや機器障害等により正常に入退館およびその管理が行えないとき。
 4. その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合等の重大な事由によりやむを得ないと当社が判断したとき。
2. 前項各号の一時的閉鎖、一時的休業については、当社のホームページ、その他当社が定める方法により通知します。
3. 次の各号に該当するとき、本施設は施設の全部又は一部の閉鎖もしくは休業をすることができます。この休業期間が 15 日以上かつ当該理由については会員を強制的に休会させていただき、通常会費の支払い義務が軽減します。
 1. 本施設の増改築や修繕等による休業。
 2. 社内研修や当社の人員欠員等で営業不可日が 15 日以上続く場合。

第25条 施設の閉鎖

次の各号に該当するとき、本施設は全部または一部を閉鎖することができます。

1. 気象・災害疫病等により会員にその災害が及ぶと当社が判断し、継続的な営業を不可能と認めたとき
2. 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他当社の経営上やむをえない事由が発生したとき

第26条 解散

3. 当社はやむを得ない事情の場合、3 カ月前の予告をすることにより、本施設を解散することができます。
4. 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
5. 本施設の解散の場合、当社は会員に対し特別の保障を行いません。

第27条 個人情報保護

1. 当社は、個人情報の取り扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守すると共に、会員の個人情報をはじめとする全ての個人情報を

安全かつ適切に取り扱います。プライバシーポリシーは当社ホームページに掲示いたします。

- 当社は、諸会費等の口座振替業務を委託する目的の範囲内で、会員の個人情報を振替業務代行会社に開示します。
- 会員が各種届出書に記載した内容について、当社は登録手続き、諸連絡の他、個人を特定しない形の統計的情報として利用する場合があります。

第28条 諸費用の変更並びに運営システム変更について

- 当社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用について当社が必要と判断したときは、会員の事前の承諾を得ることなく変更することができます。
- 前項同様に施設運営システムを、当社が必要と判断したときは、会員の事前の承諾を得ることなく変更することができます。

第29条 細則

本規約に定めのないもので本施設の管理運営上必要な事項について、当社は、諸規則、注意事項、案内等を定めることができるものとします。

第30条 本規約の変更

- 当社は、以下のいずれかの場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
 - 規約の変更が会員の一般の利益に適合するとき
 - 規約の変更が規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、規約の変更をすることが変更に係る事情に照らして合理的なとき
- 当社は前項による規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日の1ヶ月前までに、規約を変更する旨、及び変更後の規約の内容とその効力発生日を当社のホームページ、その他当社が定める方法により通知します。
- 変更後の規約の効力発生日以降に当社の本サービスを利用したとき、又は前項に定める規約の変更の通知後1ヶ月の経過をもって、会員は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第31条 準拠法

本規約に関する準拠法は日本法とします。

第32条 管轄裁判所

本規約に関する紛争が生じた場合は運営会社と本店所在地の管轄裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条 発効

2025年6月